

古代末期ローマ帝国の彫像研究

—公的事業による異教神像の保護と「美術品」としての都市景観への再編—

瀧本みわ（筑波大学、日本学術振興会特別研究員（PD））

図像学上、古代の異教神像は、後世の教父文献や聖人伝によって形成された悪の代名詞「偶像」として取り上げられてきた。とりわけキリスト教布教の命題の一つであった異教神像崇拜との対決は、後世のビザンティン写本や中世絵画において「偶像破壊」の図像に表され、キリスト教の「勝利」の象徴として頻繁に扱われるテーマである。しかし、本発表で対象とする313年のコンスタンティヌス帝によるキリスト教の公認以降4世紀から5世紀にかけてのローマ帝国のキリスト教化は、数件の単発的な神殿破壊の事例を除いて比較的緩やかに進行しており、皇帝や行政は、キリスト教を次第に国制に組み込みながらも、神像の保護を筆頭に異教に対する寛容な政策によって、その文化的均衡を模索していた。

テオドシウス帝の391年の勅令によって異教神殿への訪問と供犠が、その翌年には全ての異教祭礼が禁じられることで、キリスト教は事実上の国教となった。閉鎖された異教神殿は、都市組合の集会場といった共同施設として転用されるか、新たな建築物の資材として再利用された。一方、聖域を失った神像は、神殿からの撤去を余儀なくされるが、神殿及び台座から切り離されて脱聖化したことで、保護の対象となった。こうした動きを顕著に示すのが381年の勅令であり、神殿閉鎖の措置に際する特例として「技巧的に優れた価値 (*pretium artis*)」をもつ神像の保護とそれを有する神殿の公共施設としての転用が容認された。すなわち、異教神像は、キリスト教国家へと変容するローマ帝国が護るべき「美術品」と捉えられるようになった。本発表は、ローマ帝国のキリスト教化の過程において、伝統宗教の神々の彫像が、祈願や祈祷の対象としての本来の聖性を失い、その代わりに古典古代文化を代表する優れた作品と認識され、後代に継承される行程を、国家が主体となった神像保護・蒐集の観点から再検討し、美術史的視座から解明することを課題とする。

古代末期において、彫刻が公的なコレクションとして新たな意味を帯び始めるのは、後に初のキリスト教皇帝となるコンスタンティヌスの時代である。同帝は、330年コンスタンティノポリス遷都の際に、古都ローマや東方ヘレニズム世界の諸都市から神像を含む大量の彫像を運び出し、新都の威容を整えた。一方、もうひとつの首都ローマでは、遷都翌年に神殿管理職が廃止され、代わりに公共建造物における彫像管理職 (*curator statuarum*) の新設と、諸神殿の神像目録作成の義務付けが決定したことで神像の管理体制が変化した。また、北アフリカをはじめとする属州都市では、各都市の自治による市内の神殿から大浴場などの公共空間への神像の再編が確認され、帝国首都とは異なる構造で神像の移動措置が行われていたことが指摘できる。よって、法典を中心とする帝国全体の俯瞰的な文脈と、首都と属州都市社会の微視的視点の双方の考察から、本来崇拜の対象として制作された神像が、形姿を変えず、空間的コンテクストの変化によって、知的に客観化された鑑賞品となったその受容過程と文化環境を概観する。